

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 46 号
2 0 1 4 年 4 月 8 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

大阪修繕車両所等における「ワイパー取付状態確認作業」に関する申し入れ

4月2日、大阪修繕車両所においてワイパー取付状態の確認作業が行われた。また大阪交番検査車両所においても4月5日以降同様の作業が行われている。

これは、4月1日に発見されたX70編成1号車のワイパーが、アーム取付部ごと走行中に脱落したことに関係していると考ええる。

しかし大修両並びに大交両の現場では、会社から具体的な事象について何ら明らかにされていない。

よって、以下のとおり申し入れるので、労使協議の場を設定すること。

記

1. X70編成1号車のワイパーアーム取付部ごと脱落したことにに関する事実経過及び破損状況等について、会社が知るすべてのことを明らかにすること。
2. ワイパーアームが脱落した原因を明らかにすること。
3. 脱落したワイパーアームは発見されたのか明らかにすること。また沿線の各種施設や地上側設備等に被害等がなかったのか明らかにすること。
4. ワイパーアームが脱落したことによって、X70編成や他の編成に車両損傷はなかったのか明らかにすること。
5. 今回の事象に基づき現在行っている再発防止対策等について明らかにすること。
6. X・G・Z編成のワイパー取付状態の確認作業を行っているが、不具合等は発見されているのか明らかにすること。
7. 臨時に検査指示等を行う場合は、実作業を担う社員に対し検査指示に至った経緯並びに事象の詳細等について説明すること。また社員からの質問に対して管理者は誠実に対応すること。

以上